

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年6月28日 開会時間・午前・午後11時47分 閉会時間・午前・午後00時50分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 吉村市長室長 堀総務部長 高橋生活環境部長 三輪健福祉部長 奥田消防長 國枝専門官 伊藤秘書広報課長 浅野危機管理課長 澁谷環境事業課長 伊藤高齢福祉課長 入江消防総務課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	○内部統制について ○市営斎場の休場日見直しについて ○敬老会の取り止めについて ○災害対応水槽付消防ポンプ自動車の更新について ○その他	

【開会＝午前 11 時 47 分】

野口議長

ただいまから全員協議会を開催します。
会議に先立ち、報道機関等から傍聴の申し出がありましたらこれを許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

野口議長

では初めに、市長室長より報告願います。

市長室長

市長室からは、内部統制につきまして令和 5 年度羽島市内部統制運用状況報告書を取りまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

平成 27 年から、内部統制に関する基本方針を定め、職務執行の適正化や不祥事の未然防止に努めてきました。

1. 取り組み状況です。令和 5 年度までに全職員があらかじめ想定し抽出したリスクは 1,672 件、令和 5 年度に新たに 8 件のリスクを追加しました。

2. 欠陥事案。令和 5 年度の欠陥事案は介護保険料の賦課誤りと、介護保険地域支援事業の消費税過払いの 2 件あり、それぞれ対応及び改善策の報告を受けております。対応策として法解釈を適切に理解し、組織内のチェック機能を強化することで再発を防止しました。

なお、欠陥事案はリスク管理上において総合的な観点から判断して大きく影響があったと考えられる案件であり、発生時に報道、議会への報告を行ったものを取り扱いしています。

3. リスク対応。研修を年間 36 回開催し、のべ 1,044 人が受講しました。

4. 内部統制への評価。評価にあたっては課長による自己評価を行い、部局長が抽出リスク対応策についての最終評価を実施し、全てのリスクに対して有効で不備がないことを評価しました。これを受け市長が総合評価を行い、内部統制が有効に整備運用されていると判断し、内部統制評価報告書を作成しました。

5. 今後の方針。引き続き PDCA サイクルにより未然防止と早期発見及び適切な対応を図り、欠陥事案の皆無に努めていく方針であります。

最後に今後の手続きとしまして、監査委員の審査を経て、意見を付して、内部統制の評価結果を改めて後日議会へ提出し公表するものであります。現在監査委員に提出し審査

野口議長	<p>に付しているところでありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいまのご報告について、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	<p>次に生活環境部長から報告願います。</p>
生活環境部長	<p>生活環境部からは、市営斎場の休場日の見直しについて報告いたします。お手元にお配りの資料をご覧ください。</p> <p>現在、市営斎場は1月1日の元旦と毎月平日の第1友引の日を休業日としています。</p> <p>今回、現行の斎場運転管理業務委託期間が令和6年7月31日で満了するのに併せ、令和6年8月1日から休場日を1月1日と全ての友引の日に見直すことにいたしました。</p> <p>見直しを行う理由は、近年の友引の日の火葬の状況や近隣自治体の休業日の状況を踏まえ、効率的な施設運営を図るためとなります。休場日を見直すことにより、火葬業務従事者の休日の確保や火葬炉等設備機器の点検日の確保等が図られるものと考えています。</p> <p>なお、火葬業務は行いませんが、会計年度任用職員による窓口業務は行いますので、ペットの火葬の受付や預かり等は通常どおり実施いたします。</p> <p>最後に市民の皆様への周知につきましては、今後市ホームページで周知を図るとともに、広報はしま8月号で周知していく予定にしています。また、葬儀業者には文書による通知を考えております。</p>
野口議長	<p>ただいまの報告について何かご質問等ございますか。</p>
花村議員	<p>この見直しによって、市営斎場の休場日は年間何日の休場日であったものが年間何日の休場日となる予定ですか。</p>
生活環境部長	<p>令和6年度の友引日を数えていないので分かりませんが、令和5年度で申しますと友引日が61日ありましたので、61日と1月の元旦が休日となっております。</p>
花村議員	<p>確認ですけれども、この見直しで1月1日はどうなりますか。</p>

生活環境部長	<p>1月1日につきましては、窓口業務もお休みになりますので、火葬及び窓口業務もすべて休場となります。</p>
花村議員	<p>見直しの内容が全ての友引を休場日とするということで1月1日の扱いが分かりにくいので、その点注意して広報するようにしていただきたいと思えます。</p> <p>それと、ペットの火葬については友引の日も行うということですが、休みなく年中やるというふうに理解してよろしいか。</p>
生活環境部長	<p>ペットの火葬につきましては、友引日は実施しません。あくまでもペットの火葬の受付と預かりを友引の日に行うということになりますのでよろしくお願ひします。</p>
川柳議員	<p>休場日の増加によって人件費の削減なんかは見られるんでしょうか。</p>
生活環境部長	<p>人件費等の削減効果につきましては、現行の契約で申しますと年間約90万円ほどの削減効果があると見込んでおります。</p>
野口議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	<p>次に、健福祉部長より報告願ひます。</p>
健福祉部長	<p>健福祉部からは敬老会の取り止めについてご報告いたします。事前にお配りした資料に基づきまして、取り止めに至った経緯について説明をさせていただきます。</p> <p>敬老会につきましては、これまで各町に敬老会実行委員会が組織され、各町の実情に合わせ開催されてきました。市は各町の実行委員会に補助金を交付するなどの支援を行ってまいりました。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる中、4年度の開催を含めて行われた敬老会における協議において、各町の敬老会実行委員の役員の皆様により、各町で敬老会を開催するのではなく全町一括で開催すること、全会一致で決定されました。そのため、令和4年度は全町一括の開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡</p>

大の影響を受け、やむなく中止となりました。令和5年度は9月9日に不二羽島文化センターにおいて敬老会実行委員会の主催により、令和4年度に取り決められた全町一括で開催をされました。この文化センターでの一括開催は、令和5年度に満75歳になられる方を対象とし、対象者1,082人にご案内をし、当日の出席者は289人、出席率は27%という結果でございました。

その後、令和6年2月22日に敬老会実行委員会が開催され、令和5年度の反省点及び令和6年度の開催について協議が行われました。その会議において、令和5年度の敬老会の出席状況も踏まえ、全町一括での敬老会は行わないとの意見が全会一致で可決されました。その結果を受けまして、市といたしましては、敬老会について再度地元で話し合ってもらうこととし、令和6年度の敬老会について改めて意見をお聞きしたい旨をお伝えいたしました。そして令和6年5月29日に各町の敬老会実行委員会の方にご参集いただき、敬老会に関する協議を行いました。その会議において各町の実行委員の方から改めて全体での開催は行わないとの報告を受けました。これまでの会議等において実行委員の方からいただいた主な意見としましては、令和5年度の敬老会は27%しか出席がなく開催する意味はない、記念品を渡すだけでよいなどの意見でございました。市といたしましてはこうした各町実行委員からの意見を重く受け止め、敬老会は実施しないことといたしました。

なお、今年度は敬老会に代わるものとして高齢者を対象とした事業を行いたいと考えており、開催時期等まだ未定でございますが、講演会等を行う方向で、今調整を進めております。

野口議長

ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

花村議員

1の経緯の①で、各町ごとの開催を行って市は補助金交付で支援しとったけれども、③で全町一括開催ということになって、今回、今の報告で敬老会実施しないということですが、これからは各町ごとの開催についてはどのように把握しておられますか。

健幸福祉部長

各町での開催ということですが、そもそも各町での開催が困難であるということから敬老会の実行委員会の総意で全町一括開催が決定されたという経緯がございま

野口議長	<p>す。各町独自での開催を否定するものではございませんけれども、町によっては、文化祭の際に 80 歳以上の方に記念品を渡したりとか、85 歳以上の方に訪問してお菓子を渡すなど独自の取り組みをされておりますので、そちらについては市のほうが否定するものではないというふうに考えております。</p> <p>その他よろしいですか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	次に消防長より報告願います。
消防長	<p>消防本部から消防署に配備いたしました、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新について報告をいたします。お手元の消防車の写真をご覧ください。</p> <p>この車両は緊急防災減災事業債を活用し、緊急消防援助隊の登録を前提として購入いたしました。写真 2 をご覧ください。車両には 1,500L の消火水を積載しており、北、南分署の消防車は既に装備済みですが、泡を放射することにより、少ない水量で消火することができる圧縮空気泡消火装置を備えております。シャッターの中にはポンプ操作部があり、ホース等の消火資機材、ロープ等の簡易救助資機材の他、エンジンカッターや発電機を収納しております。</p> <p>また、車両上部には倒立型 LED 照明設備を備えたことにより、照明機能を備えた車両を必要とせずとも、夜間の活動ができるよう設計いたしました。写真 3 をご覧ください。緊急消防援助隊として、全国の災害現場に赴いたとき、岐阜県大隊であることが分かるよう、車両後部に県名と所属名を明記いたしました。この車両は、6 月 1 日から運用を開始しております。</p>
野口議長	ただいまのご報告について何かご質問等ございますか。
花村議員	今の説明で、泡状の液体で消火するということですが、水に対して何か薬液を混ぜてそれで泡状にするんですか。
消防長	水と消火剤を混合させ泡状で放水が可能となります。現在の水と比べますと、約 3 倍の時間、消火活動が可能になります。水でございますと流量等にもよりますが、3 分か

野口議長	<p>ら4分が、約10分ほど消火可能であるということでありまして、またホースの重さですが、20mのホース、水でございまして約40kgくらいありますが、中を泡が通りますので約6分の1で6、7kgという隊員にとって負担が軽いというような形になります。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	<p>その他、報告ありますか。</p>
総務部長	<p>公益社団法人羽島市地域振興公社における調査についてということをご報告をさせていただきます。議員ご承知のとおり、昨年、羽島市地域振興公社職員有志名で、匿名により公社の特定の職員等を指名したパワーハラスメントの通報や、経営的立場にある役職者を批判する内容が記載された文書が公社の理事、評議員、幹事、市議会議員及び市に送られてまいりました。この関係につきましては、令和6年3月議会定例会における野口議員の一般質問の折、その文書に対する市の考え方とともに、公社では弁護士を委員長とした調査委員会を立ち上げ、関係職員への聞きとり調査等を実施していることを伺っている旨、ご答弁させていただきましたところでございます。</p> <p>その関係におきまして、先日公社及び調査委員会の委員長である弁護士から調査に関する報告がありました。内容につきましては、公社における業務上の問題点や提案された改善策に関する説明はありましたが、直ちに出捐金支出団体かつ指定管理者としての適格性に疑義が生ずるものではございませんでした。</p> <p>市といたしましては、3月議会においてもご答弁で申し上げましたとおり、地域振興公社における改善状況を注視しつつ助言や支援を行ってまいります。</p> <p>また、弁護士により、羽島市地域公社職員有志の告発文は職員や理事者の実名が記載され、また、市議会議員への送付はその必要性が認められず、記載された者の名誉を害する結果となりかねないとの説明がございました。議員各位におかれましても当該文書の取り扱いには十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。</p>
野口議長	<p>何かただいまの報告を受けて質問等はございますか。</p>

野口議長	<p>(質問なし)</p> <p>それでは執行部の皆様お疲れ様でございます。退席いただいて結構でございます。</p> <p>(執行部退席)</p>
野口議長	<p>それでは協議をさせていただきたいと思います。まずは6月定例会、大変お疲れ様でした。途中、私コロナになっちゃって、皆さんにご迷惑おかけして、副議長もご協力いただいてありがとうございました。</p> <p>一般質問の関係なんですけれども、議長以外全員の議員が一般質問されていて、自由闊達な議論ができていないかなと思っておるんですが、別に質問しないでくれているわけじゃなくて、今、一般質問3日間なんです。ちょっときついなというものが正直ありまして、できればなんですけど、皆さんのご意見をお聞きしなきゃいけないんですけど、9月議会から大変申し訳ないんですけど、今3日間のところを1日増やして4日間にしていただきたいなと。一般質問していただいて構いませんので。今までだと6人、6人、5人なんですよ、3日間だと。それで1日増やしていただいて、5人、4人、4人、4人。1, 2人減るだけで結構違うと思うんですよ。もしよろしければ9月議会からは4日間にしていただきたいなと。議会改革特別委員会でやることでもないような感じもするんで、全協でお話をさせていただいたんですけど、皆さんのご意見を伺いたい。</p>
藤川議員	<p>議長が采配されて思ったことなんであれですが、毎回3時ぐらいになると言いますよね、あらかじめ延長しますみたいなこと。元々時間決まってるはずで、それを延長せざるを得ないことが今まで行われてたっていうことだと思うので、3日間が4日間になったとして、他の委員会とか最終日とかそういう議事日程に影響がなければ4日間にするということでもいいんじゃないかと思います。</p>
野口議長	<p>ありがとうございます。例えば昔もありましたけど、一般質問される議員さんが少なかった場合は、3日目なしになってたりしてたじゃないですか。だから4日間になったとして、一般質問する議員さんが少なかった場合は3日間</p>

川柳議員	<p>でというふうになるんですけど、他に何かございますか。</p> <p>4日にするのは私は別に賛成なんですけど、午前中に2人を、できれば3人やっちゃっていいんじゃないかなと思うときがあるので、こういうときのコントロールっていうのを議長が決めるもんかなと私は思い込んでいたんですけど、もう少し柔軟に考えて12時ちょっと過ぎてもやっちゃってもいいんじゃないかなって、短い質問時間の方が午前中に3人やればかなり午後の集中力には繋がるというふうに私は思いました。</p>
野口議長	<p>ありがとうございます。午前中、今回協力いただいて、3日目にやらせてもらったんですけど、傍聴を呼んでる方とかに影響出ちゃうんで。最終日は3人やらせてもらいましたけど、基本は2人なんだよね。午前中2人で切ってて、50分みっちりやられる方が3人やときつ Payne。なので2人でやって、5人、4人、4人、4人で行きたいなというところでございます。</p> <p>(「5人、5人、5人、2人」と呼ぶものあり)</p>
野口議長	<p>とりあえず4日間でいいですか。</p>
粟津議員	<p>4日間はやぶさかではないですが、執行部のほうが1日余分になると、仕事に影響する可能性もあるというようなことも考えるわけですが、答弁する担当部局だけ出席するというようなふうにしたら問題ないかなと思います。</p>
野口議長	<p>一応、これをお話しするにあたって執行部とは4日間でも大丈夫ですという話ではあるんですけど、一番最後に言ったのは何、答弁もらえる部長さんだけってこと。これってどうなの。しっかり通告どおりに質問すれば全然問題ないよね。これって決まってるんですか、全員って。</p>
南谷清司議員	<p>4日間で別にいいんですけど、会期を1日延ばすのか、今の会期中で詰め込むのかどっちですか。</p>
野口議長	<p>詰め込む感じでいきたいと思います。</p>
佐藤議員	<p>2点伺いたいんですが、議長さんは一般質問をやられますかということと、あともう一つは先ほど粟津委員から出</p>

野口議長	<p>た話ですけれど、答弁の方が全員出席してるっていうのはすごく効率が悪いなとか、例えば上下水道部長さんとか答弁がないようなときもかなり多くございまして、正直かなり合理的ではないんじゃないかなというふうに思っておったところございまして、今回3日から4日にするということ自体はいいんですけれども、合理化という意味では検討の余地はあるんじゃないかなとは思っております。</p> <p>議長一般質問できるの。</p> <p>(「やってもらえばいいよ」と呼ぶものあり)</p>
野口議長	<p>それなんで聞いたの。ちょっと気になったの。</p>
佐藤議員	<p>一応できるっていう理解でありましたので。なので、おつもりがえられるようでしたら、4日にしたときの運用とかがですね、いや、やらせるってことじゃなくて一応。</p>
野口議長	<p>法律上は確か可能なはずなんで、やろうと思えばできるというご理解でよいかと思います。やるかやらないかは議長判断という。</p>
豊島議員	<p>今出ておりましたご発言すべて前向きで、なにも異論ありませんが、まず4日間も結構です。それから、執行部側ですけど、これは2点ありまして1点は、特に病院長は病院に専念してもらおうということで、どうしても病院長に通告してある人以外は病院長に来てもらわなくてもいいと、この議員の中でご発言があって、そういうこととお許しというか、これはありました。事実ですし私もそう思います。それから他の理事者側についても、正直言って執務にきちんと専念してしっかりやってもらわなあかん。通告制ですから、通告が全くない方はコロナのときはそういうこともありましたが、平常時でも委員会なんかで前は精査されて、必要なところは減らせという、こういう議論もありまして、私もやっぱり理事者側も、もっと減らしていく、必要な人だけで結構やと思っております。</p>
花村議員	<p>議会に出席する執行部側のことですけれども、コロナのときは担当してる部長級だけでいいという話でしたけれども、やっぱり議会っていうのはそれなりのものがありますので、基本皆さん出席していただくと、議員も全員出ると、</p>

山田議員	<p>それが当然だというふうに考えております。</p> <p>今の花村さんの話と同調しますけども僕も職員やとつた経緯で、やっぱりそういうところに出席しとると、なかなか昔は議場の中に入れることはなかったわけですよ。</p> <p>今はいろんなパソコンや何かがあって、それでも見れたんですが、私らは見れんこともあってできるだけそういう会合には出席しよう、それで勉強しよう。これは本当に経験からいって勉強になると思いますので、やはり議会中はやむを得んことじゃないかなと私は思います。</p>
野口議長	<p>今回は一般質問を3日間から4日間にするだけ変更して、答弁の執行部側は従来どおりでいきたいと思います。9月議会から一般質問は4日間の日程で組まさせていただきます。議運でも日程等々ありますので調整をしていきたいと思います。</p> <p>あと一つ、栗津議員から要望書が提出されましたので、栗津議員説明を願います。</p>
栗津議員	<p>要望書に書いてあるとおりですが、一つは3月議会で市長が反問権を使われました。反問権を2回3回使われたんですが、その答えに納得をせず、議長からも間違いないということのご意見がございまして、それにもかかわらず最後に市長はあくまでも「誠に残念な発言である」と「間違っただまの認識で訂正されずに繰り返しておみえになります」とこういうことを発言された。</p> <p>本当にこれは、私は議会を軽視する言葉だと思いますので、私もこの間の一般質問では陳謝してくれということをお願いしたんですが、その陳謝もなかったということで議会としてこれでいいのかというのを皆さんでご協議いただきたい。</p> <p>それからもう一点は副市長が、例の談合の話、中林教授について、中林教授にいろいろ指導を得たという答弁だと思いますけれども、中林教授に聞いたところ何も指導はしておらんということで、これは間違っただまの発言をしておることになるのでございます。議会を軽視しているということになると思いますので、皆さんで協議していただきたいと、資料につきましては添付してあるはずでございますので、見ていただければ分かると思います。</p>
野口議長	<p>今日の全協のページのところいっていただくと、栗津議</p>

藤川議員	<p>員から提出された要望書の関係で 12 枚の要望書と資料が添付されています。これは事務局にお願いをしたんですけど、そのこの部分の議事録も皆さんのタブレットのほうに格納させていただきました。</p> <p>まず 1 枚目の要望書何かご意見ございましたら。</p>
栗津議員	<p>まず栗津議員にお尋ねしたいんですけど、1 枚目の要望に関して、市長の発言が無礼な言葉を用いたというふうにありますけど、会議録添付されておりますが、会議録からすると、どの発言のことを栗津議員は無礼な言葉だと認識をされておるのか、そこを確認したいです。</p>
藤川議員	<p>議事録の要旨の添付ですね、最後に市長の発言のところで「この重要な非常に残念な発言を訂正されずに繰り返しをしておみえになります」と、こういうことは間違った発言をしとったにも関わらず、今の訂正をしなかったということで全然理解をしてみえないという市長の発言です。</p> <p>議長の発言は「松井市長、栗津議員は個別具体的なデータをいただけてないとの答弁であります。よろしいですか。」と議長が尋ねたにも関わらず、市長は「残念な発言が繰り返し訂正されずに発言をしてみえます。」とこういうことを言われてるんで、これは議長に対してでも議会軽視だと私は思います。</p> <p>議事録 40 ページの最下段にある「非常に残念な発言を訂正もされずに繰り返しておみえになります」という発言が栗津議員にとっては無礼な発言だという認識とのことですがけれども、反問権のやりとりの中で、市長が述べられた感想、残念な発言だという感想を言っていると。これは市長の感想であって、これが無礼な発言かどうか。</p> <p>例えば栗津議員も「市長、ちょっとしっかりしなさいよ」と、同じ 40 ページの上のほうでありますけど、こういう発言も無礼ではないのかと。発言一つをとって、礼に適っているかないかという判断になるわけですけど、議会での両者のやりとりでの話ですので、無礼とかそういう話ではなく、ただそういうやりとりがなされたというそういう認識でいいんじゃないかと思えます。</p> <p>あと、栗津議員のこの質問と反問に至った経緯を見ますと、まず栗津議員はご自身でも反問権に答えておられますとおり、中林教授からは個別具体的な情報を得ていないという認識であって、これ全議員に話をしておったと思うん</p>

	<p>すけど、質問や発言は事実根拠に基づいて発言してくださいよという話はしてあったはずですよ。</p> <p>具体的談合の事実の情報をお持ちでない栗津議員がこのように質問されていること自体が、議会でこのような質問していいのかというところがあります。ちゃんとした個別具体的な談合の事実があるということであれば、このような質問もできると思うんですけど、それが中林教授からいただいていると・・・</p> <p>（「談合の事実があるなんて一言も言っていない」と呼ぶものあり）</p> <p>可能性という話でここまでの質問ができるのかということで、事実根拠があるかないか分からない段階で、ここまでの話を質問できるのか、できるという方も今いらっしゃいますけど。事実根拠に基づいてない発言が繰り返されるのは、私は残念な発言と評されても仕方がないのではと思います。</p> <p>（「何年やっとするの、議員を」と呼ぶものあり）</p>
藤川議員	
藤川議員	<p>今、近藤議員から議員を何年やっとするのという発言がございました、近藤議員、そういう発言をされましたか。</p> <p>（「それが問題あるの」と呼ぶものあり）</p>
藤川議員	<p>それが問題あるのと近藤議員は言われましたが、議員を何年やっとするのという発言がありましたが、私はその発言は大変無礼な発言だと思います。</p>
栗津議員	<p>そういう質問内容はまた違ったところでやっていただいたら結構ですが、私が言ったならいいですよ、言っとらんことを「訂正されずに繰り返しをしておみえになります」この言葉なんですよ。言ってるのに例えば私が言っていないならいいけど、言ったか言わんかということなんやで、言っていないことを訂正されないという、ここが一番問題。他の話は別のときにしてください。</p>
河崎議員	<p>私も分からないので聞きたいんですけども、例えば今の訂正をされずにという話の中で、この議事録 39 ページの中段に、栗津議員の発言で「個別の案件をもっと詳しくデ</p>

	<p>一タが出ますよ」と、ここではっきりと言われておって、同じ 39 ページの一番下で、「個別の案件を私は聞いたとは言っていないよ」とこの時点で既に矛盾されてるんです。</p> <p>訂正されるって話であれば、例えば中段でお話したこと、出ますよと言ったことは違っていましたけれども、とここで訂正されていれば多分こういう話にはならなかったんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。</p>
粟津議員	<p>個別の案件を私は聞いたということじゃないんですよ。もっと詳しくデータを調べれば詳しくデータが出ますと、こういうことなんです。個別の案件、どここの案件がこれ確実ですよということは言いませんよ。勘違いしたらいけませんよ。</p>
河崎議員	<p>そうではなくて、ここに書いてありますよねって話を私はしているんです。あなたがどう思っていたじゃなくて。</p> <p>(「議事録には書いてある。」と呼ぶものあり)</p>
粟津議員	<p>書いてあるけど、個別の案件を、私は案件を分かっとなと、聞いたと、一言も言ってないですよ。</p>
河崎議員	<p>ではなくて、議事録にそうやって書かれているんですという話を私はしてるんです。粟津議員はそういうつもりで言ったわけではないという話かもしれない、それは分からないんですけども、あくまで議事録に粟津議員が「個別の案件をもっと詳しくデータが出ますよ」と発言されているという話はしているんです。</p>
粟津議員	<p>市長はこれ、今の話は個別の案件を分かっていますかという答えだと思うんですよ。それを私は、例えばどの案件が談合やなんて一言も聞いておりませんし、中林さんも個別案件が確実に出ますよということは言いませんよ。</p> <p>今、羽島市の中の P 値 1.46 だったか数値をもっと詳しく 1. いくつになるか知らんけれどもそういうことを調べることができますよと、こういうことなんです。</p>
藤川議員	<p>河崎議員の指摘は、粟津議員がどういう思いで発言したか知らないが現にそのような発言をしてしまっていると、それが市長の認識に繋がったのではないか、「そのところの部分を訂正されずに続けておる」という発言に繋がったん</p>

野口議長	<p>ではないかという河崎議員の指摘だと思うんですけども、粟津議員がどういうつもりでそういう発言をしたかどうか分かりませんが、現にそういう発言をしてしまっていて、それを相手がそのように解釈をしたという反問の流れの中で、お互いの意思疎通の中で生じたやりとりだというだけの話ではないかと思います。</p>
藤川議員	<p>どうさせていただきますでしょうか。まず要望書一つ目。要望書によれば、「羽島市長が市議会で陳謝するよう勧告していただきますようお願いいたします」と書いてあります。するかしないかです。</p>
原議員	<p>やりとりの中で生じた話で陳謝するに値することではないと考えます。</p>
野口議長	<p>私も陳謝するに値するものではないと考えます。</p>
河崎議員	<p>他に。別にいいですよ、提出された粟津議員への質問でも聞きたいこととかあれば。</p>
南谷清司議員	<p>話が若干ずれるんで申し訳ないんですけども、この間の議会で、粟津議員があれば主語がなかったんで分かんないところもあるんですけども、多分コロナ禍のときのホテル療養所かな。設立するにあたって粟津議員のおかげで本来1週間かかるところ1日で済んだと話されたと思うんですけども、あれは主語がなくて分かんないんですけど何の話だったんですか。</p> <p>(「関係ないでやめよう」と呼ぶものあり)</p> <p>(「詳しくまた説明するわ」と呼ぶものあり)</p> <p>反問権の行使に関して、ずっと一連の流れでこの話になってるんですけど、そもそも反問権というのが質問中の発言についてその趣旨がよく分からないから、趣旨を確認するという、そういう流れで反問権を行使されるんですが、そういう流れで趣旨の確認のやりとりの中でのことですので、これをもってして、事実誤認がまだあるんじゃないかと、そんなような論拠で陳謝を求めるっていうのはやはり議会としては避けたほうがいいと私は思っております。</p>

後藤國弘議員	私もこれで陳謝を求めるようなことではないと思ってますんで、一点。反問権の使い方ですけど、答弁の途中から反問権みたいな形になることが結構多いんで、使い方についての注意を執行部のほうにさせていただきたいなど、これは要望です。
野口議長	反問権ね、議長がしっかりしろよと。 (「議長のことを言ってるわけではない」と呼ぶものあり)
野口議長	いや、それもあるのよ。もちろん行政側は行政側でちゃんとやるときはありますが、9月議会から気をつけますんで。
安井議員	今までの流れを見ますと、市長側、栗津さん側それぞれ自分の立場で喋ってみえてるので、主張をするだけであって、お互いの意見の言い合いのような感じだと思っておりますので、陳謝に値しないかなというふうには感じております。
野口議長	他は何かよろしいですか。 (意見なし)
野口議長	もう決めますよ。一つ目の要望書に関して陳謝すべきでないが多かったんですけど、陳謝すべきでないと思う方、挙手。 (挙手多数)
野口議長	陳謝すべきだ、挙手。 (挙手少数)
野口議長	では、陳謝勧告しないということで1点目はいきたいと思えます。 次2点目、タブレットの中に入っておりますが今度副市長ね。要望書でいきますと、こちら虚偽発言なので議事録確認して陳謝訂正するよう勧告してくださいということでございます。
栗津議員	私のほうにはそういう連絡が来ておりますけれども、や

野口議長	<p>っぱり事務局からもう一度そういう事実があったかどうか確認をしていただければいいかなと思います。</p>
栗津議員	<p>栗津議員、これは今回の6月定例会の一般質問でってことだよな。</p>
野口議長	<p>その発言やね。</p>
南谷清司議員	<p>これ議事録ないの。まだ正式じゃないんだろうけど、テープ起こしみたいなのはないの。</p>
議会総務課長	<p>副市長の発言の議事録がないと何ともかんと。確認も何もできないので議事録が完成するのを待たなきゃ仕方がないと思うんですが。</p>
南谷清司議員	<p>ここにある内容で私の名前よく出てきてるので、事実だけを話しますが、指導助言があったかなかったかのところは、この資料の6ページの真ん中より下ぐらいの③番っていうところがありまして、「入札番号の未然防止のため当市においては、様々な取り組みを行っておりますが、発注者側の入札制度改革への取り組みや、受注事業者側のコンプライアンス意識の向上に向けた具体的な防止策をご教授いただけると幸いです」という質問に対して、「入札制度の具体的な改革に関しては、電子入札の導入等々いろんな取り組みがありますが、このような防止の取り組みは例えば公正取引委員会の資料・・・」とここにリンクが貼ってあって、ここに細かく載ってるんです。一応執行部側、私もこのとき直接やりとりしてますので、こういった教授からの助言ということで、おそらく栗津さん言われてる電話でもしていないっていうのは、電話ではこういうやりとりはしてないです。電話ではありきたりの連絡の話をしてるので、メールでしてるっていうところが事実です。</p>
南谷清司議員	<p>とにかく議事録がないことには何とも論評はできないんですけど、指導助言があったかなかったかっていうのがどうも論点になってるんですよ。</p> <p>その指導助言っていうのは羽島市の職員が感じるレベルの指導助言と、この中林というなんかとっても偉い人というイメージがついているんですけど、この方がイメージする指導助言とは、おそらく大きなギャップがあるんです。</p> <p>多分中林さんは、当たり前前のことを普通に言っただけで</p>

<p>粟津議員</p>	<p>すよ、私のレベルの指導助言じゃありませんよ、ただ当たり前のこと言っただけですと、そういう中林さんの認識でも、市の職員にしてみれば指導助言になるわけなんですよ。</p> <p>ですから指導助言の言葉の定義ってのは非常にあやふやですので、その指導助言があったかなかったかという議論は、私はおそらく議事録があったとしても、とつてもむなしなものになるだろうとそのように認識をしています。</p> <p>これ今時間もないで、議事録できて、またその議事録を私もしっかり見て、またその反論で、全協なりその場でやりたいなと思っておりますが、今ここで議事録ないんで結論だせと言ったって無理やで。</p>
<p>藤川議員</p>	<p>議事録云々言いますけど、先ほど当事者である浅井さんからも話があったとおり、浅井さんが指導助言を受けたと認識をしておれば、指導助言になるんですよ。中林教授からアドバイスをいただいたと認識をすれば、市としてはアドバイスをを受けたという認識になって、一般質問の答弁でそういう答弁になる。これを虚偽発言と言い切れるかどうかというのは、粟津議員の感想であって・・・</p> <p>(「石黒副市長の発言やろ、違うの」と呼ぶものあり)</p>
<p>藤川議員</p>	<p>石黒副市長の発言ですよ、市側がどういうふうに認識しているか、指導助言を受けたかどうかという。</p> <p>(「浅井さんの話は違うがね」と呼ぶものあり)</p>
<p>藤川議員</p>	<p>担当者は浅井さんで、そういった市の担当として、石黒副市長はどういう認識を持っていたかという、それを副市長が議会で答弁をしたと。これを虚偽発言と言い切れるのか、本当にそんなこと言っているんですかというところが。</p> <p>この後、本当にこの話続けますか、議事録見て。議事録見ても、虚偽発言なかったってなったらどうなりますか。こんな話で、どう認識していたかの問題ですよ、市のほうが。率直にこういうふうにアドバイスをを受けたという、その答弁を虚偽発言とまで言ってしまったらそれこそ無礼な発言じゃないかというふうに思いますので、粟津議員は要望書を出されるときは慎重に、まず事実を把握してからなされたほうがいいと思いますよ。</p>

粟津議員	<p>議事録見ていただければ分かると思いますけれども、このメールは3月のメールなんですよね。私はこのメール以外、4月になってからどういうやりとりをしたかという質問をしたと思っておりますので、それは議事録にあるかないか、私も言ったつもりなんですけども、しっかり載っとるか載っとらんかももう1回これ調べてからやないと。今、藤川議員の言われたのと全然意味が違いますんで。そういう意味ですんで、議事録を見てからにしましょう。</p>
野口議長	<p>二つ意見があるんですが、議事録ができた段階でもう1回やるのか、ここで結論を出すのか。ここで結論を出してもいいという人。</p> <p>(「議事録がないと」と呼ぶものあり)</p>
花村議員	<p>粟津議員、確認なんですけども、議事録確認してこの要望書をもう1回出すのか、今回のこの要望書は取り下げるのかどっちですか。</p>
粟津議員	<p>今、中身は同じなんですけども、私の思いは、言った覚えは、これは3月までのメールなんですけども、4月以降に市はどういう対応をしたかという趣旨で私が発言したつもりでおりますけれども、それで、市のほうは4月以降にもこういうやりとりをして、中林教授から指導を受けたというふうな、私は認識で今言ってるわけです。</p>
藤川議員	<p>この6月定例会で粟津議員の質問に、執行部は4月25日に中林教授に対して文書で市の考え方を伝えたというようなことを答弁してました。その答弁があったときに、粟津議員は3月25日ではないですかというようなやりとりをしておりました。3月25日は粟津議員から提出された資料にありますとおり一番最後のページですね、3月25日にメールでのやりとりの記録があります。粟津議員は3月25日が最後だと思ってるようなんですけれども4月25日のやりとりがあったと。これメールではないんですけれども、その事実を粟津議員は知らないままに質問をしていてこのような形になってるんで、4月以降のこととおっしゃってますけど、まずその市が送った4月25日付の文書の存在をまず確認したうえで、本来は質問すべき内容であって、それが無いままに虚偽発言だとか、そうじゃないかとそういうふうな議事録がないと分からないとかそういう話になっ</p>

	ていくのは全然話が違うと思うんですよ。
栗津議員	私は中林教授に、質問終わったあと「4月25日に問い合わせありましたか」と尋ねてますよ、答えも来てますよ、だから言えるわけですよ。
藤川議員	栗津議員にお尋ねしますが、そのときに中林教授はどういうふうに答えられたんですか。
栗津議員	羽島市からは何にも連絡は来とらんと。
藤川議員	何にも羽島市から連絡は来ておらんというふうに中林教授が言ったと、栗津議員はそれを信じたわけですね。だから市が虚偽発言をしたというふうに断じているわけですか。
野口議長	栗津議員、メールと勘違いしてない、文書とメールを。4月25日にメールしたけど返事がないという、メールは受け取ってないだけなんじゃない、中林教授。 (「メールという答弁ではなかった」と呼ぶものあり)
野口議長	文書だよな。 (「事務局から中林教授に聞いてみい」と呼ぶものあり)
野口議長	花村議員の質問に答えてよ。要望書を取り下げるのか、このままいくのか。
栗津議員	保留にして、事実確認、議事録をもう1回見て、中林教授からの返事も事務局から確認していただいて、それで判断してください。
野口議長	本定例会の議事録のことを言ってるよね。
藤川議員	4月25日の文書をもし把握されてないのでしたら、一旦取り下げられたほうがよろしいと思いますよ。
野口議長	そのままいくならそのままいく。取り下げるなら取り下げる。栗津さん決めやあ。

粟津議員	保留でいい。
藤川議員	<p>ここまで指摘されて、取り下げなかったという事実を残してもよろしいのですね。</p> <p>(「何を指摘しとるの」呼ぶものあり)</p>
藤川議員	<p>今、粟津議員が何を指摘しとるのと言われましたけど、4月25日の文書を確認していない、把握していない、情報を十分にお持ちでない中で、このような要望書を出してしまった、そしてその結果、取り下げてはいかがですかという提案を受けたにもかかわらず、取り下げずに保留した、その事実を残して本当によろしいですか。</p>
粟津議員	<p>4月25日の文書というのは何が書いてあったんですか、それなら。分かるとるんですか。中林さんは何も、4月25日に来ておらんと言われてるんですよ、私はそういう答えをいただいておりますよ。</p> <p>(「メールが来てないってだけやろ」と呼ぶものあり)</p>
藤川議員	<p>今の粟津議員の発言で、粟津議員は4月25日付の文書の存在を把握していないということがはっきり分かりました。</p>
野口議長	<p>定例会の議事録は完成してからやるということで、確認してまた協議するというので。ということで皆さん、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後0時50分】</p>